



行政の 焦点

たばこの煙の中には、4、000種類以上の化学物質が含まれ、そのうち200種類以上が人体に悪影響を及ぼす有害物質や発がん性の物質である。代表的な有害物質としては、「ニコチン」、

「タール」、「一酸化炭素」が挙げられる。

「ニコチン」は強い依存性があり、心臓病の発症リスクを高める。

「タール」は多くの発がん性物質を含み、たばこを1日20本吸う人は1年間でコップ1杯のタールを飲んでいることとなる。

「一酸化炭素」は血液中のヘモグロビンと結合

し、酸素の運搬を妨げる。その結果として、全身が

煙害を 考える

受動喫煙防止対策

酸欠状態となり、心臓に大きな負担がかかるし、血管を傷つけ動脈硬化を引き起こす。

これらの有害物質は喫煙者がフィルタールを通して吸い込む「主流煙」よりたばこの先から立ち上る「副流煙」のほうが高濃度で含まれる。

「受動喫煙」は、この副流煙を自分の意志とは関係なく吸い込んでしま

うことにより健康被害を受ける社会問題である。職場における受動喫煙対策については、平成4年以降、労働安全衛生法に定められた快適職場形成の一環として取り組み、平成8年2月21日に策定された「職場における喫煙対策のためのガイドライン」を踏まえ行政指導をしてきた。

平成15年には健康増進

法が施行され、公共施設の管理者に対し、全面禁煙または分煙の努力義務を課した。

その後、TASPOの導入や路上喫煙禁止条例の制定などを受け、我が国の喫煙率は年々減少してきたが、主要先進国の中ではいまだ高率となっている。

WHOの「たばこ規制枠組み条約」は平成16年

に批准、平成17年2月に発効したが、屋内の職場などにおけるたばこの煙にさらされることからの保護について効果的な措置を取るよう求めている。

また、「新成長戦略」では2020年までに受動喫煙のない職場の実現を目標としている。

これを受けて、労働政策審議会が規制の在り方を審議することとしており、同審議会安全衛生分科会の報告書では、

①一般の事務所、工場

については全面禁煙や中間分煙とすることを事業者の義務とすることが適当。

②飲食店等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場

所についても、同様の措置を取ることが適当であるが、それが困難な場合には、当分の間、換気等により可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることを事業者の義務とすることが適当。

③罰則は付けず、対策の進捗状況を踏まえ対応としている。

「受動喫煙」は、この副流煙を自分の意志とは関係なく吸い込んでしまうことにより健康被害を受ける社会問題であり、喫煙者の嗜好の問題で完結するものではないことから、事業者としても職場における受動喫煙防止対策を確実に講じていく必要がある。

厚生労働省人事

7月29日付
(カッコ内は旧任)

▽愛知 労働局長 (静岡労働局長)

新 宅 友 穂

▽本省大臣官房審議官 労働条件政策担当 (愛知労働局長)

熊 谷 毅